



島根県報

平成19年 8 月10日 (金)
号外 第 103 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

特定調達公告

平成19年度における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札の参加資格等	(管 財 課)	1
島根県庁本庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の実施	(")	1
島根県庁南庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の実施	(")	4
島根県庁東庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の実施	(")	6
島根県庁分庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の実施	(")	8

特 定 調 達 公 告

平成19年度において庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る特定調達契約の締結を見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

庁舎の清掃業務、警備員警備業務等

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手續

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第221号）に定めるところによる。

3 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県総務部管財課（電話0852 - 22 - 5053）に行うこと。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手順の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 業務名及び数量

島根県庁本庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、駐車場警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

なお、仕様書は平成19年 8 月13日（月）から平成19年 8 月31日（金）まで（土日を除く）の毎日午前 8 時半から午

後 5 時までの間、島根県総務部管財課において閲覧可能とする。

(3) 履行期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日までとする。

(4) 履行場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号)第5条第2項の規定により、清掃業務及び警備員警備業務においては、いずれもA等級、貯水槽清掃業務及び害虫等防除業務においては、いずれもB等級以上に格付けされた者であること。

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)による改正前の同法第12条の2第1項第6号を含む。)、第5号及び第7号に掲げる事業について島根県知事の登録を受けている者、又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みのある者であること。

エ 平成16年10月1日からこの公告の日までに建物延べ床面積3,000㎡以上の規模を有する、事務所ビルにおいて清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。(事務所ビルとは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に定義されている建築物)

オ 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。(島根県の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第5条に規定する届出書を島根県公安委員会に提出していること。)

カ 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

ク 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書で示す書類を平成19年9月4日(火)午後5時までに下記3(1)に示す場所へ提出しなければならない。(郵送の場合は必着のこと。)

入札参加希望者は、当該書類に関し知事から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課

電話 0852-22-5053

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年8月13日(月)から平成19年8月31日(金)まで(土日を除く)の毎日午前8時半から午後5時までの間、島根県総務部管財課において交付する。なお、島根県ホームページからのダウンロードも可能とする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成19年 9月19日(水) 午後 1時15分

イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第 5 会議室(控室 第 4 会議室)

ウ その他

入札は書面により、直接又は郵送で行うものとし、テレックス、電報又はファクシミリによる入札は認めないものとする。

なお、郵送による入札にあつては、書留郵便とし、平成19年 9月18日(火)午後 5時までに島根県総務部管財課へ必着のこと。

(5) 開札の日時及び場所

(4)に同じ。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 入札保証金

入札者が見積もる契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号に該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

要する。

9 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると知事が判断した者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 本公告は、島根県のホームページにも掲載する。

11 Summary

(1) Nature and quantity of services for procurement

Shimane Prefectural Government Main Building - Cleaning and Security Operation Contract - Complete Service

(Building Interior and Exterior Cleaning, Parking Area Security, Water Storage Tank Cleaning, Insect and Pest Control)

Contract Period: 1 October 2007 - 30 September 2010

(2) Submission of Tender

19 September 2007 (Wednesday) 13:15

(Postal applications must be sent by Tuesday 18 September 2007, 17:00)

(3) Organization in charge of this contract (Contact Point)

Supply Division

Department of General Affairs

Shimane Prefectural Government

1 Tono-machi
Matsue-shi
Shimane-ken 690-8501
TEL: 0852 - 22 - 5053

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手順の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 業務名及び数量

島根県庁南庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

なお、仕様書は平成19年8月13日（月）から平成19年8月31日（金）まで（土日を除く）の毎日午前8時半から午後5時までの間、島根県総務部管財課において閲覧可能とする。

(3) 履行期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日までとする。

(4) 履行場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第2項の規定により、清掃業務及び警備員警備業務においては、いずれもA等級、貯水槽清掃業務及び害虫等防除業務においては、いずれもB等級以上に格付けされた者であること。

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の同法第12条の2第1項第6号を含む。）、第5号及び第7号に掲げる事業について島根県知事の登録を受けている者、又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みのある者であること。

エ 平成16年10月1日からこの公告の日までに建物延べ床面積3,000㎡以上の規模を有する、事務所ビルにおいて清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。（事務所ビルとは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に定義されている建築物）

オ 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。（島根県の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第5条に規定する届出書を島根県公安委員会に提出していること。）

カ 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

ク 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書で示す書類を平成19年 9月 4日(火)午後 5時までに下記 3(1)に示す場所へ提出しなければならない。(郵送の場合は必着のこと。)

入札参加希望者は、当該書類に関し知事から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県総務部管財課

電話 0852 - 22 - 5053

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年 8月13日(月)から平成19年 8月31日(金)まで(土日を除く)の毎日午前 8時半から午後 5時までの間、島根県総務部管財課において交付する。なお、島根県ホームページからのダウンロードも可能とする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成19年 9月19日(水) 午後 1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第 5 会議室(控室 第 4 会議室)

ウ その他

入札は書面により、直接又は郵送で行うものとし、テレックス、電報又はファクシミリによる入札は認めないものとする。

なお、郵送による入札にあっては、書留郵便とし、平成19年 9月18日(火)午後 5時までに島根県総務部管財課へ必着のこと。

(5) 開札の日時及び場所

(4)に同じ。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 入札保証金

入札者が見積もる契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号に該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

要する。

9 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると知事が判断した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本公告は、島根県のホームページにも掲載する。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of services for procurement
Shimane Prefectural Government Southern Building (MINAMI) - Cleaning and Security Operation Contract - Complete Service
(Building Interior and Exterior Cleaning, Security, Water Storage Tank Cleaning, Insect and Pest Control)
Contract Period: 1 October 2007 - 30 September 2010
- (2) Submission of Tender
19 September 2007 (Wednesday) 13:30
(Postal applications must be sent by Tuesday 18 September 2007, 17:00)
- (3) Organization in charge of this contract (Contact Point)
Supply Division
Department of General Affairs
Shimane Prefectural Government
1 Tono-machi
Matsue-shi
Shimane-ken 690-8501
TEL: 0852 - 22 - 5053

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手順の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

- (1) 業務名及び数量
島根県庁東庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
なお、仕様書は平成19年 8月13日（月）から平成19年 8月31日（金）まで（土日を除く）の毎日午前 8時半から午後 5時までの間、島根県総務部管財課において閲覧可能とする。
- (3) 履行期間
平成19年10月 1日から平成22年 9月30日までとする。
- (4) 履行場所
島根県松江市殿町128番地 島根県庁東庁舎
- (5) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 入札に参加する者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第2項の規定により、清掃業務及び警備員警備業務においては、いずれもA等級、貯水槽清掃業務及び害虫等防除業務においては、いずれもB等級以上に格付けされた者であること。
 - ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の同法第12条の2第1項第6号を含む。）、第5号及び第7号に掲げる事業について島根県知事の登録を受けている者、又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みのある者であること。
 - エ 平成16年10月1日からこの公告の日までに建物延べ床面積3,000㎡以上の規模を有する、事務所ビルにおいて清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。（事務所ビルとは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に定義されている建築物）
 - オ 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。（島根県の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第5条に規定する届出書を島根県公安委員会に提出していること。）
 - カ 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - キ 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。
 - ク 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書で示す書類を平成19年9月4日（火）午後5時までに下記3(1)に示す場所へ提出しなければならない。（郵送の場合は必着のこと。）

入札参加希望者は、当該書類に関し知事から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課
電話 0852 - 22 - 5053
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成19年8月13日（月）から平成19年8月31日（金）まで（土日を除く）の毎日午前8時半から午後5時までの間、島根県総務部管財課において交付する。なお、島根県ホームページからのダウンロードも可能とする。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
実施しない
- (4) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
平成19年9月19日（水） 午後1時45分
 - イ 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室（控室 第4会議室）
 - ウ その他
入札は書面により、直接又は郵送で行うものとし、テレックス、電報又はファクシミリによる入札は認めないものとする。
なお、郵送による入札にあつては、書留郵便とし、平成19年9月18日（火）午後5時までに島根県総務部管財課へ必着のこと。
- (5) 開札の日時及び場所
(4)に同じ。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 入札保証金

入札者が見積もる契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

要する。

9 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると知事が判断した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本公告は、島根県のホームページにも掲載する。

11 Summary

(1) Nature and quantity of services for procurement

Shimane Prefectural Government Eastern Building (HIGASHI) - Cleaning and Security Operation Contract - Complete Service
(Building Interior and Exterior Cleaning, Security, Water Storage Tank Cleaning, Insect and Pest Control)

Contract Period: 1 October 2007 - 30 September 2010

(2) Submission of Tender

19 September 2007 (Wednesday) 13:45

(Postal applications must be sent by Tuesday 18 September 2007, 17:00)

(3) Organization in charge of this contract (Contact Point)

Supply Division

Department of General Affairs

Shimane Prefectural Government

1 Tono-machi

Matsue-shi

Shimane-ken 690-8501

TEL: 0852 - 22 - 5053

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手順の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 業務名及び数量

島根県庁分庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

なお、仕様書は平成19年 8月13日（月）から平成19年 8月31日（金）まで（土日を除く）の毎日午前 8時半から午後 5時までの間、島根県総務部管財課において閲覧可能とする。

(3) 履行期間

平成19年10月 1日から平成22年 9月30日までとする。

(4) 履行場所

島根県松江市殿町 1番地 島根県庁分庁舎

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しない者であること。

イ 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第 5条第 2項の規定により、清掃業務及び警備員警備業務においては、いずれも A等級、貯水槽清掃業務及び害虫等防除業務においては、いずれも B等級以上に格付けされた者であること。

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1項第 1号又は第 8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の同法第12条の 2 第 1項第 6号を含む。）、第 5号及び第 7号に掲げる事業について島根県知事の登録を受けている者、又は入札日の前日までに登録を受けられる見込みのある者であること。

エ 平成16年10月 1日からこの公告の日までに建物延べ床面積3,000㎡以上の規模を有する、事務所ビルにおいて清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。（事務所ビルとは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 2条に定義されている建築物）

オ 警備業法第 4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。（島根県の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第 5条に規定する届出書を島根県公安委員会に提出していること。）

カ 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

ク 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書で示す書類を平成19年 9月 4日（火）午後 5時までに下記 3(1)に示す場所へ提出しなければならない。（郵送の場合は必着のこと。）

入札参加希望者は、当該書類に関し知事から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1番地 島根県総務部管財課

電話 0852 - 22 - 5053

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年8月13日(月)から平成19年8月31日(金)まで(土日を除く)の毎日午前8時半から午後5時までの間、島根県総務部管財課において交付する。なお、島根県ホームページからのダウンロードも可能とする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成19年9月19日(水) 午後2時00分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室(控室 第4会議室)

ウ その他

入札は書面により、直接又は郵送で行うものとし、テレックス、電報又はファクシミリによる入札は認めないものとする。

なお、郵送による入札にあつては、書留郵便とし、平成19年9月18日(火)午後5時までに島根県総務部管財課へ必着のこと。

(5) 開札の日時及び場所

(4)に同じ。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 入札保証金

入札者が見積もる契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

要する。

9 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると知事が判断した者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 本公告は、島根県のホームページにも掲載する。

11 Summary

(1) Nature and quantity of services for procurement

Shimane Prefectural Government Branch Building (BUN) - Cleaning and Security Operation Contract - Complete Service

(Building Interior and Exterior Cleaning, Security, Water Storage Tank Cleaning, Insect and Pest Control)

Contract Period: 1 October 2007 - 30 September 2010

(2) Submission of Tender

19 September 2007 (Wednesday) 14:00

(Postal applications must be sent by Tuesday 18 September 2007, 17:00)

(3) Organization in charge of this contract (Contact Point)

Supply Division

Department of General Affairs

Shimane Prefectural Government

1 Tono-machi

Matsue-shi

Shimane-ken 690-8501

TEL: 0852 - 22 - 5053

